

### III 図書・消耗品の判断について

購入される本を、図書館の資産としての図書（以下、図書（資産）という）とするか消耗品とするかは、使用される方の判断によります。

使用される方が下記を満たすと判断する本は図書（資産）となります。

1. 教育・研究に供する本であること。
2. 使用予定期間が1年以上であること。
3. 取得した形態のままで特段の変更を加えることがないこと。

具体例としては、メモ等を書き込んで使用する場合や切り抜きを行う必要がある場合は、図書（資産）ではなく消耗品となります。減耗したり切り抜き等で形を変えることなく研究室等で1年以上使用する予定のものは、図書（資産）となります。なお、図書（資産）の場合は、香川大学図書館利用規程取扱要項第6条により研究室等資料の点検と所蔵確認の責任が生じます。書き込み等をすることなく消耗品が1年以上研究室等にある場合に、図書（資産）としなかった説明責任は、使用者にあります。

図書（資産）と消耗品を区別する上記の根拠は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書および「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針<sup>1</sup>にあります。以下関連部分を抜粋します。

#### <注34> 図書の評価方法について

図書（印刷その他の方法により複製した文書又は図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能な物。以下同じ。）は国立大学法人等にとって、教育研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育研究上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。

以上「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書から抜粋

### 運用Q&A

<sup>1</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/houjin.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm)

Q 3 7 - 6 図書の承継時における取扱いはどうするのか。

A

1 略

2 国立大学法人等における図書とは、附属図書館が組織として管理する教育・研究の用に供される図書とする。なお、附属学校における図書や学内の各部局等が設置し運営する図書室における図書等であっても、附属図書館が組織として管理していないものは、ここでいう図書の範囲外であり、取得（承継）時において費用処理を行うこととなる。

なお、古文書や希少本の類について、通常の図書と同様にその内容に着目して使用されるものについては、ここでいう図書として取扱うが、国宝又は重要文化財である図書については、美術品として取扱い、ここでいう図書としては取扱わないこととする。

3 以下略

Q 3 7 - 7 図書について、「教育・研究上一時的な意義しか有さない」とは具体的にはどういった意味か。

A

1 「教育・研究上一時的な意義しか有さない」とは、図書が教育・研究の用に供されるものであっても、当該図書の取得時における使用予定期間が1年未満であるか否かにより判断される。

2 使用予定期間が1年未満であるか否かの判断は、当該図書の装丁等で一律に行うのではなく、当該図書の内容について時の経過による陳腐化の程度、使用による物理的減耗等を勘案し、法人として一年以上にわたって利活用する予定であるか否かによりなされることとなる。例えば、堅牢な表紙を備えた冊子であっても、取得時において1年未満の使用しか予定しないものについては消耗品とし、月刊誌・季刊誌等の雑誌類であっても、取得した形態のままで特段の変更を加えることなく1年以上の利活用を予定するものは図書とすることとする。

以上「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針から抜粋

Q1 消耗品は、図書館蔵書検索の対象となりますか？

A1 なりません。

Q2 いったん図書（資産）登録した本を消耗品とすることは可能ですか？

A2 できません。